



流産・死産を経験された方、赤ちゃんを亡くされた方へ

大切なお子さまとの死別により、人は悲しみという感情だけでなく、こころと体にさまざまな変化を経験します。この情緒的反応をグリーフ(=悲嘆)といいます。

流産・死産後の体調は？

流産・死産された多くの方には、頭痛や疲労感など様々な身体的な反応があると言われています。特に、予定日近くの死産となるような場合には、体調が妊娠前の状態に戻るまでには数ヶ月必要です。また、妊娠12週以降の流産や死産では、乳汁の分泌がある場合があります。必要に応じて乳汁の分泌を抑える薬を服用します。症状がつづく場合は、医師の診察を受けるようにしましょう。(流産後、約1か月後には月経が再開するのが一般的です。)

流産、死産という大きなできごとがストレスとなり、しばらく気分が落ち込むことはごく自然な状態です。

こども家庭センターでは、今のお気持ちが少しでも軽くなるお手伝いができるよう、専門職による支援を行っています。

ご自身のタイミングで、いつでもご相談ください。

(地区の担当保健師よりお声がけさせていただく場合もございます。)



<相談日時>

月曜日から金曜日(※祝日は除く)
午前8時30分から午後5時15分

<相談窓口>

南アルプス市 こども家庭センター 親子はぐくみ担当
TEL 055-282-7259





給付金申請のご案内

妊婦のための支援給付は

流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊娠認定時に 5 万円

妊娠していたこどもの人数×5 万円

○対象者

妊娠されていた方(本市に住所を有する者)

※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請に必要なもの (① または ②)

① 医師の診断書・・・母子健康手帳の交付をされていない方

② 母子健康手帳・・・すでに母子健康手帳の交付を受けた方

○申請時期

医療機関において、その事実が確認された日以降に届け出すことができます。

詳細は下記までご連絡ください。

○申請先

南アルプス市 こども家庭センター 親子はぐくみ担当

〒400-0292 南アルプス市飯野 2 8 0 6-1 (かがやきセンター 1 階)

主な受けられる制度について

*妊娠満 12 週(85 日)以降での流産・死産の場合

健康保険に加入されている方

→ 出産育児一時金の支給・出産手当金の支給 (健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日以前 42 日から出産の翌日以後 56 日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。)

社会保険に加入されている方

→ 産前産後休業期間中の社会保険料の免除制度

※詳しくは、勤務先、全国健康保険協会、健康保険組合にお問い合わせください。

国民健康保険に加入されている方

→ 出産育児一時金の支給・産前産後期間中の国民年金保険料の免除制度 (届出により、出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 カ月間の国民年金保険料が免除されます。)

※詳しくは、南アルプス市役所 国保年金課(0 5 5-2 8 2-7 2 4 8)にお問い合わせください。

